

ダウンロード

○大田区施設通所サービス利用者負担額軽減事業実施要綱（平成18年12月27日18保福障発第1220号の2）

大田区施設通所サービス利用者負担額軽減事業実施要綱

平成18年12月27日  
18保福障発第12202号

改正	平成20年3月18日19保福障発第13459号	平成21年3月30日20保福障発第12874号
	平成23年6月24日23福障発第10667号	平成24年3月30日23福障発第13549号
	平成25年3月14日24福障発第13467号	平成27年3月5日26福障発第14189号
	平成27年3月30日26福障発第14545号	平成29年3月15日28福障発第15372号
	平成29年10月16日29福障発第12522号	平成30年12月27日30福障発第13794号

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定により通所施設の障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）において利用者が負担すべき額（食費等の実費負担分を除く。以下「利用者負担額」という。）の全部又は一部に相当する額を補助することによって、利用者の負担の軽減を図り、もって当該サービスの利用の促進に資することを目的とする。

（補助金の対象）

第2条 この補助金の対象となる事業は、法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援（いずれも区内の事業所において提供されるものに限る。以下「施設通所サービス」という。）とする。

2 この補助金の対象となる者は、施設通所サービスの利用者のうち次に掲げるものとする。

- (1) 区が法第22条第1項の規定に基づく介護給付費等の支給決定を行った者
- (2) その他区長が認めた者

（補助金の額等）

第3条 補助金は、予算の範囲内において、施設通所サービスの利用者に係る利用者負担額のうち1月当たり5,000円（利用者負担額が5,000円に満たないときは、当該利用者負担額の額）を支給する。ただし、就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業の措置を受けている者は、措置後の利用者負担額のうち1月当たり5,000円（利用者負担額が5,000円に満たないときは、当該利用者負担額の額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、大田区立志茂田福祉センター、大田区立上池台障害者福祉会館及び大田区立障がい者総合サポートセンター（以下「区立施設」という。）の利用者においては、利用者負担額の減額又は免除により補助を行う。

（補助金の請求）

第4条 第2条第2項に規定する者（以下「受給者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、法第23条に規定する支給決定の有効期間内に受けた施設通所サービスにつき、当該有効期間の末日から起算して1年を経過する日（第2条第2項第2号に規定する者においては、この補助金の対象となる施設通所サービスを受けてから区長が定める日）までに施設通所サービス利用者負担額軽減事業補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に必要書類を添付して区長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により利用者負担額の減額又は免除の対象となる受給者については、施設通所サービスの提供を受ける区立施設に対して区立障害者施設使用料減額・免除申請書（別記第2号様式）を提出するものとする。

（補助金の交付等）

第5条 区長は、前条第1項の規定による交付申請及び請求があった場合は、審査の上、その適否について、施設通所サービス利用者負担額軽減事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により申請した受給者に対し通知するとともに、これが適当

と認めたものであるときは、補助金を交付するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金を交付するときは、前条第1項の規定により申請書兼請求書を提出した日の属する月の翌月末までに受給者に対して支払うものとする。

3 区長は、前条第2項の規定による減額・免除申請があった場合は、審査の上、相当と認めるときは、申請した受給者に係る使用料を減額し、又は免除するとともに、減額・免除の前後の額その他必要な事項を通知するものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第6条 受給者が偽りその他不正の手段により、補助金(区立施設において減額し、又は免除する使用料を含む。以下この条から第9条までにおいて同じ。)の交付を受けたことが判明したときは、当該受給者に対する補助金の交付を取り消すものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合は、施設通所サービス利用者負担額軽減事業補助金交付決定取消通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に支給した補助金があるときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、受給者をしてその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

2 受給者に対し補助金の返還を命じた場合において、受給者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第8条 前条第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、受給者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第9条 第7条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(受領等の委任)

第10条 受給者は、第4条第1項の規定による補助金の交付申請及び請求並びに第5条第1項及び第2項の規定による補助金の受領について、当該受給者が利用する施設通所サービスを提供する事業所の管理者等(以下「管理者」という。)にこれを委任することができる。

2 受給者は、前項の規定により管理者に委任した場合は、施設通所サービス利用者負担額軽減事業に係る委任届(別記第5号様式)を区長に提出しなければならない。

3 受給者は、第1項に規定する委任を取り消した場合は、施設通所サービス利用者負担額軽減事業に係る委任取消届(別記第6号様式)を区長に提出しなければならない。

(代理受領)

第11条 前条第2項の規定により受給者から委任された管理者(以下「受任者」という。)は、施設通所サービス利用者負担額軽減事業補助金交付申請書兼請求書〔受任者提出用〕(別記第7号様式)に必要書類を添付して区長に提出しなければならない。この場合において、受任者が当該申請書兼請求書を提出する期間は、第4条第1項の規定による期間とする。

2 区長は、前項の規定による交付申請及び請求があった場合は、審査の上、その適否について、施設通所サービス利用者負担額軽減事業補助金交付(不交付)決定通知書〔受任者通知用〕(別記第

8号様式)により申請した受任者に対し通知するとともに、これが適当と認めたものであるときは、補助金を交付するものとする。

- 3 区長は、前項の規定により補助金を交付するときは、第1項の規定により申請書兼請求書を提出した日の属する月の翌月末までに受任者に対して支払うものとする。
- 4 前項の規定による支払があったときは、受給者に対し補助金の交付があったものとみなす。
- 5 受任者は、第3項の規定による支払を受けたときは、当該受給者に対し、受領した補助金の額を通知しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、この要綱を所管する部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

(適用期間)

- 2 この要綱の規定は、平成18年10月1日から当分の間に提供された施設通所サービスについて適用する。

(経過措置)

- 3 施行日前に支払いがなされた利用者負担額のうち第2項に規定する範囲内に提供された施設通所サービスに係るものについては、当該支払いをした者の申請に基づき、この要綱に基づく補助金を交付するものとする。
- 4 第4条第1項ただし書きの規定については、平成19年1月1日以後に提供された施設通所サービスに係る使用料について適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年6月24日から施行し、平成23年4月分から適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月5日26福障発第14189号)

(施行期日)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (平成27年3月30日26福障発第14545号)

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年3月15日28福障発第15372号)

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年10月16日29福障発第12522号)

(施行期日)

この要綱は、平成29年10月16日から施行する。

付 則 (平成30年12月27日30福障発第13794号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条、第4条第1項及び第11条第1項の規定は、平成31年4月1日以後に受ける施設通所サービスに係る請求から適用し、同日前に受けた施設通所サービスに係る請求については、なお従前の例による。

3 この要綱による改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

別記

第1号様式

(第4条関係)

第2号様式

(第4条関係)

第3号様式

(第5条関係)

第4号様式

(第6条関係)

第5号様式

(第10条関係)

第6号様式

(第10条関係)

第7号様式

(第11条関係)

第8号様式

(第11条関係)

別記

第1号様式（第4条関係）

施設通所サービス利用者負担額軽減事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）大田区長

次のとおり関係書類を添えて施設通所サービス利用者負担額軽減事業補助金の交付を申請し、口座への入金を依頼します。

施設通所サービス利用者負担額軽減事業補助金の交付に関し必要がある場合は、施設通所サービスに係る利用者負担額について、区が調査及び確認をすることに同意します。

フリガナ		生年	年 月 日
受給者氏名	(印)	月日	
居住地	郵便番号	電話番号	
受給者証番号		申請に係るサービス 利用月	
利用施設の名称		サービス利用月の対 象費用の支払額(注)	円

（注）支払額を証する領収書を添付してください。ただし、利用者負担額について区が調査及び確認をすることに同意をした場合は添付不要です。なお、対象費用に食費は含まれません。

口座振替依頼欄	銀行	支店	預金種目	
	信用金庫		1 普通 2 当座	
	信用組合	出張所	※口座番号（右づめ）	
	金融機関コード	店舗コード		
	口座カナ			
	※口座名義			

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 受給者本人 <input type="checkbox"/> 受給者本人以外（下の欄に記入してください。）		
フリガナ		受給者	
氏名		との続柄	
住所	郵便番号	電話番号	

備考

訂正・削除等には訂正印を押印してください。ただし、※印の項目は訂正印を用いても訂正・削除等できません。

第2号様式（第4条関係）

区立障害者施設使用料減額・免除申請書

年 月 日

（宛先）大田区長

大田区施設通所サービス利用者負担額軽減事業実施要綱第4条第2項の規定により、次のとおり施設使用料の減額・免除を申請します。

また、施設使用料の減免・免除に関し必要がある場合は、施設通所サービスに係る利用者負担額について、区が調査及び確認をすることに同意します。

フリガナ		生年月日	年 月 日
受給者氏名			
居 住 地	郵便番号		
	電話番号		
受給者証番号		施設利用開始日	年 月 日
利用（予定）施設の名称	大田区立		

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 受給者本人 <input type="checkbox"/> 受給者本人以外（下の欄に記入してください。）		
フリガナ		受給者との続柄	
氏 名			
住 所	郵便番号		
	電話番号		

第3号様式（第5条関係）

施設通所サービス利用者負担額軽減事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

大田区長（氏 名） 印

先に申請のありました施設通所サービス利用者負担額軽減事業補助金の交付申請については、次のとおり決定したので通知します。

交付する旨の決定の場合は、申請時に申出のあった口座に入金します。

受給者氏名		受給者証番号																		
-------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

受 付 年 月 日	年 月 日	決 定 年 月 日	年 月 日
申 請 に 係 る サ ー ビ ス 利 用 月		本 人 支 払 額	円
交 付	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	補 助 金 額	円
交付しない旨の決定 の場合、その理由			

問合せ先

（担当部課名）

（所在地）

（電話番号）

施設通所サービス利用者負担額軽減事業補助金交付決定取消通知書

様

大田区長（氏名） 印

施設通所サービス利用者負担額軽減事業補助金交付決定について、下記のとおり取り消したので通知します。

記

受給者氏名		受給者証 番号																		
内容																				
取消理由																				

問合せ先  
(担当部課名)  
(所在地)

(電話番号)



施設通所サービス利用者負担額軽減事業に係る委任届

(宛先) 大田区長

届出年月日 年 月 日

委 任 者	フリガナ		受給者証番号												
	受給者氏名		印												
	委任期間														
	居住地	郵便番号											電話番号		

私は、下記の事業者を受任者と定め、大田区への施設通所サービス利用者負担額軽減事業補助金の交付申請及び請求並びに受領について委任します。

また、施設通所サービス利用者負担額軽減事業補助金の交付に関し必要がある場合は、施設通所サービスに係る利用者負担額について、区が調査及び確認をすることに同意します。

記

受 任 者	事業所番号													
	住所（所在地）	郵便番号											電話番号	
	名称													
	職・氏名		印											

届出書提出者	<input type="checkbox"/> 委任者本人 <input type="checkbox"/> 委任者本人以外（下の欄に記入してください。）		
フリガナ		委任者との関係	
氏名			
住所	郵便番号		
	電話番号		

第6号様式（第10条関係）

施設通所サービス利用者負担額軽減事業に係る委任取消届

（宛先）大田区長

届出年月日 年 月 日

委 任 者	フリガナ		受給者証番号									
	受給者氏名	印										
	居住地	郵便番号										
		電話番号										

私は 年 月分をもって、下記の者に委任した、大田区への施設通所サービス利用者負担額軽減事業補助金の交付申請及び請求並びに受領についての委任を取り消したので届け出ます。

記

受 任 者	事業所番号											
	住所（所在地）	郵便番号										
			電話番号									
	名称											
		印										

届出書提出者	<input type="checkbox"/> 委任者本人 <input type="checkbox"/> 委任者本人以外（下の欄に記入してください。）		
フリガナ		委任者との関係	
氏名			
住所	郵便番号		
		電話番号	

第7号様式（第11条関係）

施設通所サービス利用者負担額軽減事業補助金交付申請書兼請求書  
〔受任者提出用〕

（宛先） 大田区長

請求金額	十億		百万		千		円
------	----	--	----	--	---	--	---

対象期間					
内 訳	委任者氏名	受給者証番号	金額		
				合計	

上記の委任者に係る施設通所サービス利用者負担額軽減補助金を申請し、請求します。

年 月 日

事業所番号					
請求事業者	住所 (所在地)	郵便番号			
	電話番号				
	名称				
	職・氏名	Ⓜ			

第8号様式（第11条関係）

施設通所サービス利用者負担額軽減事業補助金交付（不交付）決定通知書  
[受任者通知用]

年 月 日

様

大田区長（氏 名） 印

先に申請のありました施設通所サービス利用者負担額軽減事業補助金の交付申請については、次のとおり決定したので通知します。

交付する旨の決定の場合は、申請者の口座に入金します。

対 象 期 間							
交 付	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない						
受付年月日	年	月	日	決定年月日	年	月	日
交付しない旨の決定における理由							
補 助 金 額			百万			千	円

内 訳	委任者氏名	受給者証番号	金 額
	合 計		

問合せ先

（担当部課名）

（所在地）

（電話番号）